

# 暑さに負けない！園芸対策強化事業(県単) 概要

## 1 事業目的

近年、夏期の高温より園芸作物の品質や収量に大きな影響が生じている。そこで、夏期の高温に対応した安定生産を確立するために必要な農業用機械や施設等の導入を支援。

## 2 事業内容

夏期の高温下における園芸作物の生産性や品質の向上を目的とした高温対策に必要な機械等の導入や施設の整備・改修等に要する経費を助成。

## 3 補助対象施設

(1) 冷却機械施設（細霧冷房、ヒートポンプ、養液冷却栽培施設等）

・「冷却機械施設」の井戸ボーリングは対象外

(2) 換気施設（換気扇、循環扇、天窓換気施設等）

施設等区分	対象施設名	特記事項
換気施設	換気扇、循環扇、天窓換気施設、谷換気施設、肩換気施設、妻面換気施設等	・当該施設の設置に係る経費のみを補助対象とする。 ・既存施設の更新や機能向上を伴う改修は補助対象としない。 ・センサーや制御装置等は当該施設と一体的に整備する場合のみ対象とする。

注) 上表に記載のない施設については、予め園芸振興課と協議した上で、計画協議を行うこととする。

※事務取扱 別表9 引用

(3) 高温対策資材（遮光ネット、透湿性シート）

(4) 灌水用水源の整備（給水施設（井戸掘削含む）、灌水施設）

（灌水用水源の整備は、果樹、茶を主な対象品目とする。）

・露地野菜及び露地花き等は、原則として畑地に限ることとし、周囲に利用可能な水源がないことが確認できた場合に事業の対象とする。

## 4 事業対象者

営農集団、認定農業者、JA

・事業への要望は、原則として、各年度につき1度限りとする。ただし、令和8年度に実施する要綱別表の事業名の欄に掲げる1の(2)のコについては、追加の要望を認めるものとする。(事務取扱 第1受益対象の(3)より引用)

## 5 補助率

事業実施主体が営農集団、JAの場合は 1/2 以内

事業実施主体が認定農業者の場合は 1/3 以内

## 6 事業要件

事業実施の前年度に夏期の高温により、被害を受けた品目であること。

- ・(被害を受けた品目)・・・事業実施前々年度より事業実施前年度の収量の低下または品質の低下を農業協同組合等が認めた品目とする。

対象品目の収量が、目標年度において事業実施前年度の概ね 10%以上増加する見込みがあること。

## 7 事業実施期間

令和8年度(単年度事業)